



快適に暮らせる安心・安全のまち **ひだか**



# 日高市の保留地販売

販売価格：10,191,100 円～20,235,000 円

土地面積：196 m<sup>2</sup>～415 m<sup>2</sup>

**JR** 武蔵高萩駅 北口（あさひ口）

## 保留地処分に関する規則の一部を改正し、 より購入しやすくなります！！

保留地公売の自由度を高めるため、平成30年11月27日付けで日高市が施行する土地区画整理事業保留地処分に関する規則の一部を改正し、権利譲渡の例外取扱要領を制定しました。主な内容は、以下のとおりです。

### 抽せん参加保証金の廃止

保留地の抽せん公売において、申込者は抽せん参加にあたり抽せん参加保証金を納入していましたが、規則の改正により抽せん参加保証金の納入が不要になりました。

### 保留地の権利譲渡の例外に関する取扱い

保留地は所有権移転登記が完了するまでの間、原則として他に権利譲渡することができませんでしたが、この取扱いで規則の例外事項を柔軟に適用することにより、店舗・住宅建設による市の街づくりや宅地利用増進のために民間企業等が購入する場合の権利譲渡も、手続きを取ることにより可能となりました。

### 問い合わせ・申し込み先

日高市役所 市街地整備課 日高市大字南平沢1020番地 市役所内3階⑥番窓口（8：30～17：15）

TEL：042-989-2111（代表）

URL：<http://www.city.hidaka.lg.jp>

# 保留地処分に関する規則の一部改正について

保留地公売の自由度を高めるため、平成30年11月27日付けで日高市が施行する土地区画整理事業保留地処分に関する規則の一部を改正するとともに権利譲渡の例外の取扱要領を制定しました。主な内容は以下のとおりです。

## 抽せん参加保証金の廃止

### 【改正前】

(抽せん参加保証金)

第6条 抽せん参加者は、抽せん参加保証金として、10万円を施行者に現金で納付しなければならない。

2 抽せん参加保証金は、抽せんの終了後、直ちに還付する。ただし、当せんした者（以下「当せん者」という。）の抽せん参加保証金は、第18条の契約保証金に充当するものとする。

3 抽せん参加保証金には、利子は付さない。

### 【改正後】

第6条を削除し第7条以下繰上げ

**この改正により、抽せんに参加する場合に必要であった抽せん参加保証金の納入が不要となり、抽せんに参加しやすくなりました。**

## 保留地権利譲渡の例外の取扱要領を制定

### 【従 来】

(権利譲渡の制限)

第23条 買受人は、前条第1項の所有権移転登記が完了するまでの間は、取得した保留地に係る権利を第三者に譲渡することはできない。ただし、施行者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、売買契約名義変更承認願（様式第9号）を施行者に提出し、その承認を受けなければならない。

### 【日高市が施行する土地区画整理事業保留地処分に関する取扱要領の制定】

(趣旨)

第1条 保留地処分については、日高市が施行する土地区画整理事業保留地処分に関する規則（平成13年規則第23号以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項をこの要領に定める。

(権利譲渡の制限の特例)

第2条 規則第23条第1項ただし書に規定する施行者が特別な理由があると認めるときとは、次の各号のいずれかのものとする。

- (1) 買受人が死亡又は合併及び解散したことにより権利譲渡が必要なとき。
- (2) 買受人が破産したことにより権利譲渡が必要なとき。
- (3) 買受人及び施行者と保留地担保協定を締結している金融機関が、その協定に基づき譲渡担保権を行使したとき。
- (4) 買受人からの売買契約名義変更承認願の変更理由が店舗及び住宅建設等による市の街づくりや宅地利用促進のための権利譲渡であると認めるとき。
- (5) 契約締結の日から相当の期間が経過し、買受人が権利譲渡しなければならない特段な理由がある場合で、当該権利譲渡が施行者の事業促進の妨げとならないと認めるとき。

**この取扱いにより、原則禁止だった保留地の権利譲渡の例外を明確化し、店舗及び住宅建設による宅地利用増進のための購入も可能となりました。**